

山梨県立大学学生懲戒規程

(平成22年4月1日制定 大学第2102号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学学則第33条第4項、山梨県立大学大学院学則第30条第4項及び山梨県立大学専攻科規則第21条第4項の規定に基づき、学部、大学院及び専攻科の学生の懲戒について必要な事項を定める。

(懲戒の種類)

第2条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 戒告 文書等により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 有期又は無期とし、この間の登学を禁止すること。
- (3) 退学 学生の身分を失わせること。この場合再入学は認めない。

(学長の付議)

第3条 学長は、学生に懲戒の対象となりうる行為があったと認められる場合には、当該学生の所属する学部の教授会又は研究科の研究科委員会（以下「教授会等」という。）に対して、事実関係の調査及び懲戒の要否等の審議を行うよう付議することができる。

(懲戒の審議)

第4条 教授会等は、前条の規定による学長からの付議があったときは、直ちに学生懲戒委員会（以下「委員会」という。）を設置してその行為の事実関係について調査し、懲戒処分の要否等について審議を行う。

(委員会)

第5条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育本部長
 - (2) 学部長、研究科長又は専攻科長（以下「学部長等」という。）
 - (3) 学部、研究科又は専攻科長から選出された委員2名
 - (4) 学部長、研究科長又は専攻科長が指名する者
- 2 委員会に委員長を置き、第1項第1号に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員会は、すみやかに調査を行い、その結果を教授会等に報告するとともに、懲戒処分の要否等についての提案を行う。

(学生の弁明の機会)

第6条 委員会は前条第3項に規定する調査を行うにあたっては、当該学生にこの旨を通知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なく欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(調査及び審議結果の報告)

第7条 学部長等は、委員会での調査及び審議結果について、教授会において審議する。

- 2 学部長等は、教授会等での審議結果を学長に報告する。
- 3 学長は、必要と認める場合には、再度事実関係の調査及び審議を行うことができる。この場合には、第3条から前条までの規定を準用する。

(懲戒処分の決定)

第8条 学長は、学部長等からの報告があったときは、懲戒対象学生の懲戒処分について教育研究審議会の議を経て決定する。

(懲戒処分の通知)

第9条 学長は懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知する。

- 2 懲戒対象学生への懲戒処分の通知は、懲戒理由を記載した懲戒処分通知書（別記様式1）を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付不能な場合には、他の適当な方法により通知する。
- 3 前項の通知をした場合は、その支援者に対し当該通知の写しを送付する。
- 4 懲戒処分の内容を別記様式2により学内に告示するものとし、その期間は告示の

日から2週間とする。

(懲戒の発効)

第10条 懲戒の発効は、懲戒処分通知書の交付日とする。

(無期停学の解除)

第11条 学部長等は、無期停学の学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、停学解除の妥当性について、教授会等において審議し、その結果を学長に報告する。

2 学長は、学部長等からの報告を踏まえ、教育研究審議会の議を経た上で、停学を解除できる。

3 学長は、無期停学解除の通知を、当該学生及び支援者に対して行う。

4 懲戒解除対象学生への通知は、懲戒処分解除通知書(別記様式3)を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付不能な場合には、他の適当な方法により通知する。

(再審査)

第12条 懲戒処分を受けた学生は、懲戒処分通知書の交付日から30日以内に、事実誤認、新事実の発見その他正当な理由がある場合はその証拠となる資料を添えて、文書により学長に再審査を請求することができる。

2 学長は、再審査の必要があると認める場合には、再度事実関係の調査及び審議を行うことができる。この場合には、第3条から第7条までの規定を準用する。

(事務)

第13条 学生懲戒に関する事務は、学生支援課において処理する。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(適用)

2 この規程の施行の日前から在学する者に係る山梨県立大学学生懲戒規程第9条第3項及び第11条第3項の規定の適用については、「支援者」とあるのは「保証人」とする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式 1

懲戒処分通知書

学部（研究科） 学科 年
学籍番号
氏名

山梨県立大学学則第 33 条又は山梨県立大学大学院学則第 30 条の規定に基づき、次のとおり懲戒処分を行う。

1 処分の内容

2 処分の理由

令和 年 月 日

山梨県立大学長 氏名 印

別記様式 3

懲戒処分解除通知書

学部（研究科） 学科 年
学籍番号
氏名

山梨県立大学学則第 33 条又は山梨県立大学大学院学則第 30 条の規定に基づき実施した懲戒処分については、次のとおり解除する。

1 処分解除の内容

2 処分解除の理由

令和 年 月 日

山梨県立大学長 氏名 印